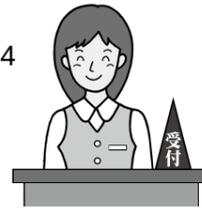


土地や家屋など価格帳簿が自由に縦覧できます

☎ 税務課 課税係 ☎ 282-1114



固定資産課税台帳に登録されている価格等の事項は、固定資産税の課税の基礎となるため、関係者の人はこれをご覧いただくことができます。縦覧することにより、他の土地や家屋と比較して自己保有の土地・家屋の評価が適正であるかを確認していただくものです。

■縦覧期間

4月1日(日)から第1期の納期限まで(土日祝日を除く) 8時30分~17時

■縦覧できるもの

- 土地価格等縦覧帳簿 (所在、地番、地目、地積、価格が記載)
- 家屋価格等縦覧帳簿 (所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格が記載)

■縦覧範囲

町内すべての土地・家屋の価格が自由に見ることができます。(縦覧料無料/コピーなどによる交付は不可)

■縦覧場所 役場税務課窓口

■縦覧できる対象者

納税義務者本人のほか、同居の親族、納税管理人、委任を受けた代理人などが対象です。

◇本人確認が必要です。納税通知書、運転免許証、健康保険証など、本人確認できるものをご提示ください。本人以外の場合は、委任状などが必要です。

※縦覧できない場合

非課税の土地・家屋の所有者や、免税点未満の土地・家屋の所有者および借地人、借家人は縦覧の対象にはなりません。また、土地(家屋)のみを所有している人は、家屋(土地)の縦覧はできませんので、ご注意ください。

熊本地震にかかる被災代替家屋に対する固定資産税の特例について

☎ 税務課 課税係 ☎ 282-1114

■特例対象者

- 被災家屋の所有者(共有名義の場合は、共有者を含む)
 - 被災家屋の所有者に相続が生じたときは、その相続人
 - 代替家屋に被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族
 - 被災家屋の所有者が法人である場合、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割に係る分割承継法人
- ※「被災家屋の所有者」とは、平成28年4月14日現在の所有者をいう。

■被災家屋の要件

り災証明書の判定が半壊以上で取壊し、または売却等の処分がなされていること(一部損壊の家屋については被災家屋を取壊した場合対象)

■必要書類

- 被災代替家屋特例申告書
 - り災証明書
 - 被災家屋が存したことを証する書類
- ※被災家屋が課税台帳に登録されていない場合は、別途被災家屋の所在を確認できる書面が必要です。
- 被災家屋を処分されていることがわかる書類
- 解体契約書(写)、売買契約書(写)、解体完了通知書(写)等

熊本地震により、滅失または損壊した家屋(以下「被災家屋」という)の所有者等が、平成33年3月31日までに被災家屋に代わる家屋(以下「代替家屋」という)を新たに取得した場合には、当該取得された家屋の税額のうち被災家屋の床面積相当分について、その取得した年の翌年から4年度分につき、固定資産税を2分の1に減額する特例措置が設けられました。

■代替(適用対象)家屋の要件

被災家屋に代わるものとして取得(中古含む)した家屋
※種類(用途)又は使用目的が同一であるもの

■取得期限

平成28年4月14日~平成33年3月31日に取得した家屋

■減免対象範囲

代替家屋を取得した年の翌年から4年度分限り、被災家屋の床面積相当分の固定資産税額を2分の1

- 相続人に該当する旨を証する書類(相続人の場合)
 - 合併法人又は分割承継法人であることを証する書類
- ※必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります。

税金や料金の納付は口座振替が便利です

☎ 税務課 徴収係 ☎ 282-1115
ほか担当各係

税金等の納付について、皆様のご自宅に納付書が郵送され、現金に納付書を添えて、納税の期限までに御船町指定金融機関または御船町役場などで納付していただいています。

現在推進している口座振替とは、皆さんに代わって金融機関が、皆さんが指定した預貯金口座等から自動的に振り替えて納税する制度で、**納税のたびに町役場会計課や金融機関などへ出かける手間が省けて大変便利です。**

■口座振替申込み方法

“御船町口座振替依頼書”(右図参照)を記入し、口座振替を依頼したい町税を選び、御船町役場の関係各課や町指定金融機関(肥後銀行)、町収納代理金融機関(JAかみましき、熊本第一信用金庫、熊本銀行、郵便局)に提出してください。(依頼書は、各金融機関や役場の各課に備え付けてあります)

■用意するもの ・預金通帳 ・通帳届印

口座振替が利用できる町税等

- 町県民税 ・軽自動車税 ・固定資産税
- 国民健康保険税 ・施設入所負担金
- 町営住宅使用料 ・上・下水道料金
- 後期高齢者医療保険料 ・介護保険料 ・保育料

▲御船町口座振替依頼書の様式

野焼きは法律で禁止されています

—野焼きは原則禁止です—

適正な焼却施設以外で廃棄物(ごみ)を燃やすことを「野焼き」といいます。野焼きは、農林漁業やたき火など、野焼き禁止の例外規定を除き、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則として禁止されています。
—一般家庭から出るごみの焼却は、野焼きに該当します。

☎ 環境保全課 環境衛生係 ☎ 282-1604

—野焼きにも罰則があります—

野焼き禁止の例外規定とされた行為であっても、生活環境上支障を与え、苦情等ある場合は、改善命令や各種の行政指導対象となります。違反すると5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその併科に処せられます。

義援金の追加配分について

☎ 企画財政課 復興推進係 ☎ 282-1263

▼配分基準

り災証明書の被害区分	全壊・半壊 解体	大規模半壊・ 半壊※未解体	一部損壊 ※修理費用を30万円 以上支出した世帯
県の追加配分額	50,000円	25,000円	0円
町の追加配分額	24,000円	12,000円	10,000円
合計	74,000円	37,000円	10,000円

新聞等で報道されている非課税世帯への新たな配分については、平成31年4月以降に申請受付を開始する予定です。

2月18日(日)に開催された「平成28年熊本地震に係る御船町災害義援金配分委員会」において、次のとおり義援金の追加配分を行うこととされましたので、該当する世帯への配分を行いました。

今回の配分は、先に配分済の世帯に対する追加配分になりますので、口座振込をもって支給決定通知書と代えさせていただきます。通帳には、「ミフネマチギエンキン」と記載されますのでご確認ください。